1 採択の基本方針

(1) 採択の基本

教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される 重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示され た教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に 則り、本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。

また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、 児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

(2) 適正かつ公正な採択の確保

教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、大竹市教育委員会の権限と責任において適正かつ公正な採択の確保を期す。また、特定の教科書発行者と関係を有する者は教科書採択に関与させない。

(3) 開かれた採択の推進

ア 採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。

イ 次の事項について採択後、遅滞なく公表するよう努める。

- (ア) 教科用図書の研究のために作成した資料
- (イ) 教育委員会の会議の議事録

ウ その他、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表 について検討する。

2 方法、組織及び手続き

大竹市教育委員会は、広島県教育委員会の指導・助言又は援助を受けると ともに、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律、関連法令及 び通知に基づいて、次により採択を行う。

(1) 中学校用教科用図書について

ア 原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択する。ただし、新たに発行されることになった教科書がある社会(歴史的分野)については、採択替えを行う。その際、広島県教育委員会が作成した選定資料のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等も踏まえることとする。

イ 大竹市教育委員会は、採択に係りその責任を明確にするとともに、教育関係者のみならず保護者、地域住民に説明責任を果たすため、選定委員会を設けるとともに調査員を置くものとする。

- (2) 小学校用教科用図書について 原則、令和2年度と同一の教科用図書を採択する。
- (3) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について
- ア 文部科学大臣の検定を経た下学年用教科用図書又は文部科学省著作教 科用図書の採択を十分考慮したうえ、特別支援学級で特別の教育課程を 編成する場合に検定済教科用図書を使用することが適当でない場合には、 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書を採択する。
- イ 各学校は、教科書選定会議等を設置し、児童生徒の障害の状態及び発 達段階に適合した教科用図書を種目ごとに選定するとともに、選定理由 書を大竹市教育委員会に提出する。